資料4

令和6年度
「オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に係る取組及び法制度等の調査」

調査概要

MRI エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ

技術・安全事業部

2025年3月

調査実施概要

①　調査の目的

本調査は、スマートフォンや多様なインターネット接続機器の登場により、青少年のインターネット利用環境が急速に変化している状況に鑑み、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第６次）」（令和６年９月９日こども政策推進会議決定）において、諸外国の現状や取組等に関する調査研究を実施することとされていることから、昨今の生成AI技術の発達やSNS利用者の低年齢化等の情勢を踏まえつつ、オーストラリア及びイギリスにおける青少年のインターネット利用環境の整備に関する取組や法制度の情報を収集、整理することを目的として、実施する。

②　調査概要

実施期間	2024年11月～2025年3月
調査対象国等	オーストラリア及びイギリス（本調査においてイギリスとは、イングランド及びウェールズを指す）
調査項目	ア　青少年のインターネット利用環境に関する実態 イ　青少年のインターネット利用環境の整備に関する課題 ウ　青少年のインターネット利用環境の整備に関する法制度や政策の策定・検討状況 エ　青少年のインターネット利用環境の整備に関する民間事業者、関連団体、保護者等による取組 オ　その他の最新の動向等
調査方法	◆　文献等調査 オーストラリア及びイギリスについて、有識者指導のもと、文献、ウェブ及びヒアリングによる調査を実施した。なお、オーストラリアについては、オーストラリアの連邦法等の大枠を整理し、具体の取組や特筆すべき州法がある場合はその内容も整理した。 ◆　有識者意見聴取 本調査内容に精通した日本国内の有識者に対してオンライン会議形式で意見聴取を行い、調査対象の選定や調査内容、現地有識者ヒアリング候補先に関する助言・指導を得た。有識者と意見聴取実施日程は以下のとおり。 【有識者】 曽我部 真裕氏（京都大学大学院　法学研究科 法政理論専攻公法講座　教授） 【意見聴取実施日程】 2024年11月～2025年2月の計5回

調査結果概要（オーストラリア）

青少年のインターネット利用に関する法制度の特徴

◆ オーストラリアでは、2021年に制定されたオンライン安全法の下、独立した監督機関であるネット安全コミッショナーが、違法コンテンツの削除要請等を始めとした強い権限を行使してサービス事業者の規制に当たっている。

青少年の安全なインターネット利用制度等に関する公的機関

青少年のオンライン安全に関する監督組織	ネット安全コミッショナー
監督組織の特徴	• ネット上のいじめや暴力、違法コンテンツ等の苦情申し立て制度の運用及び迅速な調査対応 • サービス事業者に対する違法コンテンツの削除要請 • サービス事業者に対する非公式連絡の活用 • オンライン上の危害防止、リスク低減のための関係機関との緊密な連携 • 研究データに基づく迅速な政策決定
その他関係機関と役割	• オーストラリア通信メディア庁 ➢ 周波数管理や電気通信事業及び放送事業、放送コンテンツの規制監督を行う機関で、ネット安全コミッショナーにも職員170人を派遣 • オーストラリア情報コミッショナー ➢ プライバシーや個人情報の収集に関する規制、サービス事業者によるオンライン上の年齢確認の監督 • オンライン児童性的搾取犯罪防止センター ➢ 児童性的搾取の予防、早期介入、被害者保護を目的に連邦警察、州、民間事業者等の間での協力促進

青少年のインターネット利用に関する規制法の特徴

法令名	オンライン安全法
法令の概要	• ニュージーランド・クライストチャーチ事件（2019年）をきっかけに、サービス事業者に対する違法コンテンツへのアクセス遮断・削除通告等、ネット安全コミッショナーの権限を強化するために制定 • ネットいじめや性的画像の無断共有、成人のネット暴力、違法コンテンツ等の規制行為を定め、これらについての苦情申し立て制度を制定
主な規制行為	• ソーシャルメディアサービス（SNS事業者）、関連電子サービス（電気通信事業者）、指定インターネットサービス（検索エンジン事業者含む）等の事業者が規制対象 • 青少年にとって不適切となる情報、違法コンテンツ（Class1）、有害コンテンツ（Class2）を規定 • サービス事業者が遵守・報告すべき事項を規定 • ソーシャルメディアの利用にあたり、こどもの年齢確認をサービス事業者に義務付け • ネット安全コミッショナーによる違法・有害コンテンツの調査を受けたサービス事業者への対応要請（アクセス遮断や削除等）

調査結果概要（オーストラリア）

青少年のインターネットアクセスに関する制限

◆ オーストラリアでは、オンラインポルノのアクセス防止対策の一環として、「年齢確認ロードマップ」に基づいた技術的な検証や取組を2023年から開始している。2024年11月には、特定のソーシャルメディアプラットフォームに対して16歳未満のこどもがアカウントを保有することを防ぐ合理的な措置を義務付ける「オンライン安全改正法（ソーシャルメディア最低年齢）」が成立した。2025年中に規制の対象となる具体的なソーシャルメディアが選定され、事業者に義務付けられる技術的な措置が決定される予定となっている。

＜こどもの年齢確認に関する取組や制度＞

名称	年齢確認ロードマップ
概要	• オンラインポルノへのアクセス防止として、2023年にネット安全コミッショナーが「年齢確認ロードマップ」を連邦政府に提出 • 専門家による評価機関が年齢認証や個人情報の匿名化等の技術を検証中 • 2025年夏ごろに検証結果が政府に提出され、サービス事業者が講ずるべき措置が決定される予定
特徴	• 年齢確認ロードマップでの検証結果が「オンライン安全改正法案（ソーシャルメディア最低年齢）」に反映される

青少年のインターネット利用に関する国際連携の在り方

◆ ネット安全コミッショナーに対するオンライン被害の申し立て内容のうち、犯罪性の高いケースについては連邦警察やオンライン児童性的搾取犯罪防止センターと連携を取って対応している。

◆ サービス事業者が講ずべき年齢認証制度の検討に当たってオーストラリア情報コミッショナーと連携しているほか、全豪各州の教育当局担当者とネット安全コミッショナーが連携する「オンライン安全教育協議会」も発足している。

◆ ネット安全コミッショナーは、世界オンライン安全規制当局ネットワーク（議長国・イギリス）のメンバーとして、オンライン安全のために管轄区域を越えた国際連携を強化している。

◆ 児童の性的搾取に関するコンテンツの削除・是正通告の対象が海外のサービス事業者による場合、世界的な専門組織「INHOPE」と連携し、こどもの被害軽減のために迅速に対応している。

調査結果概要（イギリス）

青少年のインターネット利用に関する法制度の特徴

◆ イギリスでは、2023年に制定されたオンライン安全法の下、独立した監督機関であるイギリス通信庁が先頭に立ち、事業者の安全対策状況の監督を通したリスクの低減に当たっている。

青少年の安全なインターネット利用制度等に関する公的機関

青少年のオンライン安全に関する監督組織	イギリス通信庁
監督組織の特徴	• サービス事業者の行動規範、実施義務があるこどものアクセス評価、リスク評価の実施ガイダンスや、リスク評価対象の違法な危害規定を設定 • イギリス通信庁自身によるオンラインコンテンツ削除や、事業者への削除命令の実施なし • 権限行使・判断のための関係事業者や機関への情報提供依頼の権限あり
その他関係機関と役割	• こどもコミッショナーオフィス ➢ こどもの権利保護、イギリス通信庁と事業者の行動規範を検討 • イギリスデータ保護機関 ➢ 情報に対する権利や公開性促進、イギリス通信庁と事業者の行動規範、リスク評価のガイダンス等を検討 • イギリスインターネット安全評議会 ➢ オンライン上に存在している不適切なコンテンツの調査

青少年のインターネット利用に関する規制法の特徴

法令名	オンライン安全法
法令の概要	• オンライン上で自殺や自傷行為に関連するコンテンツを閲覧した影響から自殺したモリー・ラッセルの事例（2017年）をきっかけに制定 • オンライン上でこどもと大人を保護するための法律 • サービス事業者に対し、自社のサービスが違法行為に利用されるリスクを低減するためのシステムやプロセスを導入し、違法コンテンツが表示された場合の削除を義務化
主な規制行為	• 規制ユーザー間サービス、規制検索サービスが規制対象 • 違法なコンテンツや、こどもに有害なコンテンツを規定 • 規制ユーザー間サービス、規制検索サービスはこどものアクセス評価、リスク評価を通し、違法なコンテンツやこどもに有害なコンテンツにサービス利用者が暴露していないかを評価、改善を義務付け

調査結果概要（イギリス）

青少年のインターネットアクセスに関する制限

◆ イギリスでは、こどものアクセス評価を通して、サービス事業者が、①効果的な年齢認証システムを実装しているか、②相当数のこどもの利用者がいるか、サービスそのものがこどもを惹きつけるようなものかを確認。①、②の両方に該当する場合は、こどものアクセスが見込まれるサービスとして評価され、サービスにおけるこどものリスク評価を最低年1回実施しなければならない。

＜こどもの年齢確認に関する取組や制度＞

名称	こどものアクセス評価
概要	• 2023年オンライン安全法内で、規制ユーザー間サービス及び規制検索サービスの事業者に対して実施が求められている • こどものアクセス評価は2ステップで実施され、うちステップ1では、極めて効果的な年齢認証の仕組みの有無を確認し、普段こどもはサービスにアクセス可能かどうか、ステップ2ではサービスに相当数のこどもがアクセスするか、こどもを惹きつけるサービスを提供しているかを判断する
特徴	• 年齢認証の仕組みが、技術的正確性、頑健性、信頼性、公平性の4点を満たしているものか確認する

青少年のインターネット利用に関する国際連携の在り方

◆ 科学・イノベーション・技術省が、2024年に英米オンライン安全協定を結び、こどものオンライン安全向上に向けた合同ワーキング新設等に合意した。

◆ イギリス通信庁は世界オンライン安全規制当局ネットワークの議長国として、オンライン安全のために管轄区域を越えた国際連携を強化している。

◆ また、年齢認証に関する国際ワーキンググループの一員として、18歳未満を保護する義務を受けとめ、サービス上で有害なコンテンツへのアクセスから保護するために、強固なアクセス制御措置を実施することを確実にすることを目指している。